

# 令和6年度地域包括ケアシステム実践者向け研修事業 (看取りケア研修) 業務委託仕様書

## 1 委託業務名

令和6年度地域包括ケアシステム実践者向け研修事業(看取りケア研修)業務

## 2 目的

本事業は、高齢者が住み慣れた場所で最後まで生活できるよう、介護施設の看取りケア体制整備の重要性の啓発や実務を担当する職員の育成支援を実施し、介護施設における看取りの体制を強化することを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

## 4 業務の内容

### (1) 業務スケジュールの作成・提出(10月)

変更が生じた場合には、随時県に協議の上修正し、再提出する。

### (2) 研修関連業務

介護施設等における看取りが促進されるとともに、質の向上が図られるよう、介護施設の管理者や実務にあたる職員等に対し研修を行う。

なお、研修は録画した動画を配信する方式とする。

## ア 業務内容

### (ア) 研修前

#### (10~11月)

- ・日程調整
- ・講師の選定、講師への打診、講師との事前打合せ
- ・カリキュラムの作成
- ・開催案内・県事業「介護施設における看取りケア講師派遣」周知案内(以下「周知案内」の作成(A4裏表))
- ・開催案内・周知案内の送付(約1,500施設)  
※宛先のデータは、県からExcelファイルで提供

#### (11~12月)

- ・申込みの受付
- ・申込みに関する問合せの対応

- ・受講者名簿作成
- ・研修資料の作成、掲載
- ・アンケート票作成
- ・研修で必要となる消耗品の手配
- ・研修の収録、編集

#### (イ) 研修実施、研修後（2月～）

- ・研修動画のWEB配信（録画配信方式）  
※配信方法については、県と協議して決めること。
- ・参加者へのアンケート実施、回収
- ・研修動画の納品（拡張子は県が指定します）
- ・サムネイルの納品（拡張子は県が指定します）
- ・講師に対する報酬や交通費、オンライン会議ツールライセンス等の支払い
- ・回収したアンケート票の集計、分析

### イ 研修概要

#### (ア) 対象者

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症グループホーム及び特定施設の職員など（介護職、看護師、リハビリ専門職、栄養士、相談員など）

#### (イ) 実施方法

動画配信（合計3本、1本あたり1時間程度）

#### (ウ) 動画配信時期

令和6年12月頃～令和7年3月31日

なお、配信した動画は、使用期限は定めずに、令和7年度以降も県公式YouTubeチャンネルにて限定公開をする。

#### (エ) カリキュラム

看取りケアの経験がない職員等が入門的に学べる内容とする。なお、下記内容については必ず動画に盛り込むものとする。

- ・基礎的な知識の定着ができる内容（管理者向け、職員向け）
- ・施設に対して看取り体制の構築を促す内容

## 5 個人情報の保護

- (1) 本事業を実施する過程で知り得た個人情報は、本事業の実施以外の目的で使用してはならない。
- (2) 受託者は、本事業の実施の際に得られた情報等に関し、事業終了後も含め、守秘義務を徹底しなければならない。

## 6 留意事項

- (1) 受託者は、業務を実施するに当たり、業務を統括する責任者を配置し、担当者等の人員配置等を明確にすること。
- (2) 受託者は、事業の実施に当たっては県と詳細を協議するとともに、事業の実施に支障が生じるような場合は、速やかに県と協議を行い、改善策を検討すること。
- (3) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (4) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の遂行に当たり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 県が受託者を決定した後、委託契約を締結するに当たり、委託契約書、仕様書、その他の事項に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。

## 7 成果物に関する権利の帰属

- (1) 本件受託において、著作権、肖像権等の取り扱いには十分注意すること。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は 全て受託者が負うこと。
- (3) 本件受託の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権は全て埼玉県に帰属する。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。